

## 条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条例名		職員の定年等に関する条例	
条例番号		昭和 58 年神奈川県条例第 28 号	法規集 第 2 編第 7 章
所管部局室課		総務部人事課	
条例の概要		地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、県の職員等の定年等に関し、必要な事項を定めている。	
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法に基づき、地方公務員法第 4 条第 1 項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員の定年等に関し必要な事項を定めており、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	地方公務員法第 28 条の 2 第 2 項により、条例に委ねられた定年年齢を規定した条例であり、有効な条例である。	定年退職者数 H18 年度実績 1,544 人（全任命権者）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	退職日、定年年齢、定年による退職の特例など明確かつ限定期に規定しており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法に基づき、県の職員等の定年等に関し、必要な事項を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無